

# 経済産業省

25保電安第13号  
平成25年11月15日

北海道産業保安監督部長 清水 篤人 殿

経済産業省商務流通保安グループ電力安全課長 渡邊 誠

## 苫前グリーンヒルウインドパーク事故を踏まえた対応について

苫前グリーンヒルウインドパークにおいて発生した風車のロータ落下事故に関し、平成25年11月15日付けで、同発電所の設置者である株式会社ユーラスエナジージャパンから北海道産業保安監督部長宛てに事故報告書（最終報告）が別紙のとおり提出されました。

同報告では、学識経験者等から構成される事故調査委員会での検討を経て、今般の事故に至る原因究明及び再発防止対策がまとめられています。

同報告における再発防止対策は、風車の製造事業者が上記事故の風車の製造事業者と同じであるかにかかわらず、同様の事故発生を予防する基本的な対策が含まれていることから、発電用風力設備の安全管理に万全を期すため、管内の発電用風力設備の設置者に対し、同報告の内容の周知をお願いします。

なお、電気関係報告規則第1条第2項第四号の規定に基づく平成16年経済産業省告示第66号の規定のうち、主要電気工作物である風力機関を構成する主設備である「風車」の扱い等について、一部誤認が明らかとなったことから、「風車」には、翼、ハブだけでなく、主軸や軸受等を含むものとして、電気事業法令に基づく必要な手続きを講じていただくよう、併せて周知をお願いします。

# 経済産業省

25保電安第13号  
平成25年11月15日

関東東北産業保安監督部東北支部長 権藤 浩 殿

経済産業省商務流通保安グループ電力安全課長 渡邊 誠

## 苫前グリーンヒルウインドパーク事故を踏まえた対応について

苫前グリーンヒルウインドパークにおいて発生した風車のロータ落下事故に関し、平成25年11月15日付けで、同発電所の設置者である株式会社ユーラスエナジージャパンから北海道産業保安監督部長宛てに事故報告書（最終報告）が別紙のとおり提出されました。

同報告では、学識経験者等から構成される事故調査委員会での検討を経て、今般の事故に至る原因究明及び再発防止対策がまとめられています。

同報告における再発防止対策は、風車の製造事業者が上記事故の風車の製造事業者と同じであるかにかかわらず、同様の事故発生を予防する基本的な対策が含まれていることから、発電用風力設備の安全管理に万全を期すため、管内の発電用風力設備の設置者に対し、同報告の内容の周知をお願いします。

なお、電気関係報告規則第1条第2項第四号の規定に基づく平成16年経済産業省告示第66号の規定のうち、主要電気工作物である風力機関を構成する主設備である「風車」の扱い等について、一部誤認が明らかとなったことから、「風車」には、翼、ハブだけでなく、主軸や軸受等を含むものとして、電気事業法令に基づく必要な手続きを講じていただくよう、併せて周知をお願いします。

# 経済産業省

25保電安第13号  
平成25年11月15日

関東東北産業保安監督部長 中村 良明 殿

経済産業省商務流通保安グループ電力安全課長 渡邊 誠

## 苫前グリーンヒルウインドパーク事故を踏まえた対応について

苫前グリーンヒルウインドパークにおいて発生した風車のロータ落下事故に関し、平成25年11月15日付けで、同発電所の設置者である株式会社ユーラスエナジージャパンから北海道産業保安監督部長宛てに事故報告書（最終報告）が別紙のとおり提出されました。

同報告では、学識経験者等から構成される事故調査委員会での検討を経て、今般の事故に至る原因究明及び再発防止対策がまとめられています。

同報告における再発防止対策は、風車の製造事業者が上記事故の風車の製造事業者と同じであるかにかかわらず、同様の事故発生を予防する基本的な対策が含まれていることから、発電用風力設備の安全管理に万全を期すため、管内の発電用風力設備の設置者に対し、同報告の内容の周知をお願いします。

なお、電気関係報告規則第1条第2項第四号の規定に基づく平成16年経済産業省告示第66号の規定のうち、主要電気工作物である風力機関を構成する主設備である「風車」の扱い等について、一部誤認が明らかとなったことから、「風車」には、翼、ハブだけでなく、主軸や軸受等を含むものとして、電気事業法令に基づく必要な手続きを講じていただくよう、併せて周知をお願いします。

# 経済産業省

25保電安第13号  
平成25年11月15日

中部近畿産業保安監督部長 石垣 宏毅 殿

経済産業省商務流通保安グループ電力安全課長 渡邊 誠

## 苫前グリーンヒルウインドパーク事故を踏まえた対応について

苫前グリーンヒルウインドパークにおいて発生した風車のロータ落下事故に関し、平成25年11月15日付けで、同発電所の設置者である株式会社ユーラスエナジージャパンから北海道産業保安監督部長宛てに事故報告書（最終報告）が別紙のとおり提出されました。

同報告では、学識経験者等から構成される事故調査委員会での検討を経て、今般の事故に至る原因究明及び再発防止対策がまとめられています。

同報告における再発防止対策は、風車の製造事業者が上記事故の風車の製造事業者と同じであるかにかかわらず、同様の事故発生を予防する基本的な対策が含まれていることから、発電用風力設備の安全管理に万全を期すため、管内の発電用風力設備の設置者に対し、同報告の内容の周知をお願いします。

なお、電気関係報告規則第1条第2項第四号の規定に基づく平成16年経済産業省告示第66号の規定のうち、主要電気工作物である風力機関を構成する主設備である「風車」の扱い等について、一部誤認が明らかとなったことから、「風車」には、翼、ハブだけでなく、主軸や軸受等を含むものとして、電気事業法令に基づく必要な手続きを講じていただくよう、併せて周知をお願いします。

# 経済産業省

25保電安第13号  
平成25年11月15日

中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署長 佐藤 真一 殿

経済産業省商務流通保安グループ電力安全課長 渡邊 誠

## 苫前グリーンヒルウインドパーク事故を踏まえた対応について

苫前グリーンヒルウインドパークにおいて発生した風車のロータ落下事故に関し、平成25年11月15日付けで、同発電所の設置者である株式会社ユーラスエナジージャパンから北海道産業保安監督部長宛てに事故報告書（最終報告）が別紙のとおり提出されました。

同報告では、学識経験者等から構成される事故調査委員会での検討を経て、今般の事故に至る原因究明及び再発防止対策がまとめられています。

同報告における再発防止対策は、風車の製造事業者が上記事故の風車の製造事業者と同じであるかにかかわらず、同様の事故発生を予防する基本的な対策が含まれていることから、発電用風力設備の安全管理に万全を期すため、管内の発電用風力設備の設置者に対し、同報告の内容の周知をお願いします。

なお、電気関係報告規則第1条第2項第四号の規定に基づく平成16年経済産業省告示第66号の規定のうち、主要電気工作物である風力機関を構成する主設備である「風車」の扱い等について、一部誤認が明らかとなったことから、「風車」には、翼、ハブだけでなく、主軸や軸受等を含むものとして、電気事業法令に基づく必要な手続きを講じていただくよう、併せて周知をお願いします。

# 経済産業省

25保電安第13号  
平成25年11月15日

中部近畿産業保安監督部近畿支部長 沖寫 弘芳 殿

経済産業省商務流通保安グループ電力安全課長 渡邊 誠

## 苫前グリーンヒルウインドパーク事故を踏まえた対応について

苫前グリーンヒルウインドパークにおいて発生した風車のロータ落下事故に関し、平成25年11月15日付けで、同発電所の設置者である株式会社ユーラスエナジージャパンから北海道産業保安監督部長宛てに事故報告書（最終報告）が別紙のとおり提出されました。

同報告では、学識経験者等から構成される事故調査委員会での検討を経て、今般の事故に至る原因究明及び再発防止対策がまとめられています。

同報告における再発防止対策は、風車の製造事業者が上記事故の風車の製造事業者と同じであるかにかかわらず、同様の事故発生を予防する基本的な対策が含まれていることから、発電用風力設備の安全管理に万全を期すため、管内の発電用風力設備の設置者に対し、同報告の内容の周知をお願いします。

なお、電気関係報告規則第1条第2項第四号の規定に基づく平成16年経済産業省告示第66号の規定のうち、主要電気工作物である風力機関を構成する主設備である「風車」の扱い等について、一部誤認が明らかとなったことから、「風車」には、翼、ハブだけでなく、主軸や軸受等を含むものとして、電気事業法令に基づく必要な手続きを講じていただくよう、併せて周知をお願いします。

# 経済産業省

25保電安第13号  
平成25年11月15日

中国四国産業保安監督部長 佐藤 公一 殿

経済産業省商務流通保安グループ電力安全課長 渡邊 誠

## 苫前グリーンヒルウインドパーク事故を踏まえた対応について

苫前グリーンヒルウインドパークにおいて発生した風車のロータ落下事故に関し、平成25年11月15日付けで、同発電所の設置者である株式会社ユーラスエナジージャパンから北海道産業保安監督部長宛てに事故報告書（最終報告）が別紙のとおり提出されました。

同報告では、学識経験者等から構成される事故調査委員会での検討を経て、今般の事故に至る原因究明及び再発防止対策がまとめられています。

同報告における再発防止対策は、風車の製造事業者が上記事故の風車の製造事業者と同じであるかにかかわらず、同様の事故発生を予防する基本的な対策が含まれていることから、発電用風力設備の安全管理に万全を期すため、管内の発電用風力設備の設置者に対し、同報告の内容の周知をお願いします。

なお、電気関係報告規則第1条第2項第四号の規定に基づく平成16年経済産業省告示第66号の規定のうち、主要電気工作物である風力機関を構成する主設備である「風車」の扱い等について、一部誤認が明らかとなったことから、「風車」には、翼、ハブだけでなく、主軸や軸受等を含むものとして、電気事業法令に基づく必要な手続きを講じていただくよう、併せて周知をお願いします。

# 経済産業省

25保電安第13号  
平成25年11月15日

中国四国産業保安監督部四国支部長 上戸 亮 殿

経済産業省商務流通保安グループ電力安全課長 渡邊 誠

## 苫前グリーンヒルウインドパーク事故を踏まえた対応について

苫前グリーンヒルウインドパークにおいて発生した風車のロータ落下事故に関し、平成25年11月15日付けで、同発電所の設置者である株式会社ユーラスエナジージャパンから北海道産業保安監督部長宛てに事故報告書（最終報告）が別紙のとおり提出されました。

同報告では、学識経験者等から構成される事故調査委員会での検討を経て、今般の事故に至る原因究明及び再発防止対策がまとめられています。

同報告における再発防止対策は、風車の製造事業者が上記事故の風車の製造事業者と同じであるかにかかわらず、同様の事故発生を予防する基本的な対策が含まれていることから、発電用風力設備の安全管理に万全を期すため、管内の発電用風力設備の設置者に対し、同報告の内容の周知をお願いします。

なお、電気関係報告規則第1条第2項第四号の規定に基づく平成16年経済産業省告示第66号の規定のうち、主要電気工作物である風力機関を構成する主設備である「風車」の扱い等について、一部誤認が明らかとなったことから、「風車」には、翼、ハブだけでなく、主軸や軸受等を含むものとして、電気事業法令に基づく必要な手続きを講じていただくよう、併せて周知をお願いします。

# 経済産業省

25保電安第13号  
平成25年11月15日

九州産業保安監督部長 守屋 猛 殿

経済産業省商務流通保安グループ電力安全課長 渡邊 誠

## 苫前グリーンヒルウインドパーク事故を踏まえた対応について

苫前グリーンヒルウインドパークにおいて発生した風車のロータ落下事故に関し、平成25年11月15日付けで、同発電所の設置者である株式会社ユーラスエナジージャパンから北海道産業保安監督部長宛てに事故報告書（最終報告）が別紙のとおり提出されました。

同報告では、学識経験者等から構成される事故調査委員会での検討を経て、今般の事故に至る原因究明及び再発防止対策がまとめられています。

同報告における再発防止対策は、風車の製造事業者が上記事故の風車の製造事業者と同じであるかにかかわらず、同様の事故発生を予防する基本的な対策が含まれていることから、発電用風力設備の安全管理に万全を期すため、管内の発電用風力設備の設置者に対し、同報告の内容の周知をお願いします。

なお、電気関係報告規則第1条第2項第四号の規定に基づく平成16年経済産業省告示第66号の規定のうち、主要電気工作物である風力機関を構成する主設備である「風車」の扱い等について、一部誤認が明らかとなったことから、「風車」には、翼、ハブだけでなく、主軸や軸受等を含むものとして、電気事業法令に基づく必要な手続きを講じていただくよう、併せて周知をお願いします。

# 経済産業省

25保電安第13号  
平成25年11月15日

那覇産業保安監督事務所長 篠川 秀育 殿

経済産業省商務流通保安グループ電力安全課長 渡邊 誠

## 苫前グリーンヒルウインドパーク事故を踏まえた対応について

苫前グリーンヒルウインドパークにおいて発生した風車のロータ落下事故に関し、平成25年11月15日付けで、同発電所の設置者である株式会社ユーラスエナジージャパンから北海道産業保安監督部長宛てに事故報告書（最終報告）が別紙のとおり提出されました。

同報告では、学識経験者等から構成される事故調査委員会での検討を経て、今般の事故に至る原因究明及び再発防止対策がまとめられています。

同報告における再発防止対策は、風車の製造事業者が上記事故の風車の製造事業者と同じであるかにかかわらず、同様の事故発生を予防する基本的な対策が含まれていることから、発電用風力設備の安全管理に万全を期すため、管内の発電用風力設備の設置者に対し、同報告の内容の周知をお願いします。

なお、電気関係報告規則第1条第2項第四号の規定に基づく平成16年経済産業省告示第66号の規定のうち、主要電気工作物である風力機関を構成する主設備である「風車」の扱い等について、一部誤認が明らかとなったことから、「風車」には、翼、ハブだけでなく、主軸や軸受等を含むものとして、電気事業法令に基づく必要な手続きを講じていただくよう、併せて周知をお願いします。